

令和6年度 第4回各務原市上下水道事業経営審議会 議事要旨

○日 時 令和7年3月24日(月) 10:15～11:15

○場 所 水道事業庁舎 3階会議室

○出席委員 8名

1号委員 千葉会長 福田委員 川尻委員 川上委員

2号委員 森副会長 末松委員 松尾委員 田中委員

○事務局

相澤部長 小島課長 村瀬水道技術調整官 可児課長補佐 田中係長

北川係長 奥村主任主事

1. 開会

8名の委員が出席し、審議会の成立条件を満たしていることを報告

2. 部長挨拶

3. 会長挨拶

4. 審議事項『下水道使用料の見直しについて』

(1) 200㎡を超えるところでの新たな水量区分の設定について

(事務局説明)

質疑応答

【委員】

資料1(各自治体の累進度等)を見ると、本市はある程度累進度が高く設定されているため、新たに水量区分を設ける必要はないと思う。ただし、市民目線で見ると、より多く利用した人ほどより多く負担するべきではないか、という意見は出てくると思うが、現在すでに比較的高い累進度であるということを明示することで、値上げに対する理解がより得られやすいのではないか。

【事務局】

今後の市民の方への説明の仕方として考慮させていただく。

【委員】

家計を管理する立場からすると、いろいろなものの物価が上がっている中で、「これもまた値上げするのか」という感情になるのは否めない。すべての人にできるだけ

平等に、また値上げ率も低めに抑えられると良いが、下水道事業としても、どうしても必要な増額はあるかと思う。後にしわ寄せがいかないように、ある程度の値上げはやむを得ないにしても、許容範囲の中で、市民への影響ができるだけ少ない値上げの仕方が望ましいと思う。まずは、なぜ値上げしなければいけないのか、ということから、市民に分かりやすく、より納得していただけるような形での説明をお願いしたい。

(欠席委員の意見紹介)

【事務局】

- ・新たな水量区分を設定することで、病院や介護事業所などの負担が大きく増えることはあまり望ましくない。特例などを設けるといった案もあるだろうが、制度が複雑化するため難しいのではないか。今後の改定の際に改めて検討することとして、今回は見送ってはどうか。
- ・使用水量が 200 m³を超える使用者数が思ったより少数であったため、仮に資力があっても、少数に負担が偏りすぎるのは望ましくないと考えため、今回は見送ってはどうか。

【委員】

昨今の物価高騰や、核家族化が進展している状況を踏まえると、使用水量の少ない方々ができるだけ値上げによる負担感の増加を感じないように配慮する必要があると思う。

【委員】

新たな水量区分を設定することによる成果がそれほど大きくないのであれば、一部の使用者に大きな負担をかけるというのもあまり好ましくないと思うので、現状のままの水量区分で良いのではないか。

【委員】

物価高騰も踏まえると、市民に納得してもらえる値上げの許容範囲がどの程度かは分からないが、できるだけ納得してもらえるような値上げ幅に抑えることや、現状から大きく形を変えないようにするべきではないか。

【委員】

本審議会としては、今回は新たな水量区分の設定を見送るということでご異議ないか。

【委員一同】

異議なし。

(2) 増加率がどの使用水量区分でも 10%に近い形での使用料の試算について
(事務局説明)

【委員】

使用水量区分のうち、世帯数が多いのは 10~50 m³あたりか。

【事務局】

世帯数的には、使用水量区分のうち 20 m³までが最も多く、使用水量が増えるほど少ない分布となっている。また、資料 2 の中央やや上にある 4 年間の使用水量見込みを示した表を見ると、0~50 m³で全体の 7 割程度を占めている。

【委員】

例えば、パターン④の月額増加率を見ると、使用水量の多い方は 10.50%となっており、この影響を受けるのが企業や施設が中心であるとする、医療施設や介護施設など、配慮すべき施設があるように思うが、他の制度などでフォローすることは可能なのか。

【事務局】

下水道使用料に関して、他の制度で配慮するということは難しい。例えばコロナ禍においては、他部署で医療機関に対して運営補助を行うといった事例があったと思うが、物価高騰に対してどのような形で支援しているかは承知していない。先ほどの審議のとおり、200 m³を超えるところでのさらに高い料金設定を見送るとすることで、一定の配慮をした形にはなったかと思う。より厳しい料金設定をしないという方針以上に、配慮することは現状難しい。

【委員】

下水道事業としての考え方としてはそれで良いが、他部署の施策や制度などでフォローできると良いかと思う。

【事務局】

そのようなご意見があったことは庁内で共有したい。

【委員】

高齢化によって、1人世帯、2人世帯の年金生活者が今後も一層増えていくと思われるが、1世帯あたりの使用水量はどの程度か。

【事務局】

昨年改定を行った経営戦略上では、1人当たり 7~8 m³で計算しているため、2人なら 15 m³前後、3人なら 20 m³を超えるといったイメージである。

【委員】

働き世代はベースアップにより給料が上がっているが、年金生活者は物価高騰により苦しくなっているように思うので、そのような方への影響が少ない形になると良い。

【事務局】

資料2の使用料早見表をご覧ください。使用水量を10 m³/月と仮定すると、パターン③-2の場合、改定前が1,175 円/月、改定後が1,275 円/月で100 円の増加、パターン④の場合、改定後が1,281 円/月で106 円の増加であり、増加額の差は6 円である。参考資料（各パターンの増加率）を見ると、使用水量の少ない区分では、パターンによって増加率に大きな差があるように見えるが、実際にはどの案を比較しても、増加額の差は小さく、増加率の差ほど金額に差はない。

【委員】

本市の場合、基本使用料は低く設定し、その分超過使用料として金額に反映させる形になっており、今回の改定においても、平均改定率が10%を超えないよう、基本使用料は大きく変えない方針であり、他市町村と比較すると基本使用料の差が大きいままである。この料金体系を採用している理由はあるか。

【事務局】

平成31年度の下水道使用料改定の時から現在の料金体系になっている。資料1中の基本水量（料金が一定である水量の上限ライン）の有無のとおり、現在、本市は基本水量を設けていないが、平成31年度より前は他市町村と同様に基本水量を設定しており、使用水量がどれだけ少ない方でも同じ基本料金であった。そういった方の負担を減らすため、基本水量を設定しない料金体系に変更した。他市町村との基本使用料の大きな差は、基本水量の有無によって生じた差であり、基本水量の有無に違いがなければ料金自体に大きな差はないと思われる。なお、使用水量が10 m³/月もないような単身世帯の場合であれば、本市の料金体系の方が料金は低く抑えられる可能性が高いため、納得感は得やすいと思う。

【委員】

基本使用料、超過使用料ともにバランスよく上げ、平均改定率を9.6%としているパターン④が良いと思う。今回、平均改定率を低く抑えても、その分、今後またどこかのタイミングで10%を超える値上げが必要ということになりかねないため、今回の改定率の目標である10%にできるだけ近い形での改定が望ましいと思う。

【委員】

パターン④かパターン④-2 が良いと思ったが、最終的にはパターン④が良いと思う。使用者にとっては、パターン④の方がパターン④-2 よりも負担が大きくなるが、使用者の約 7 割が該当する 50 m³までの使用水量区分で見ると、1 人当たりの年間の負担増加額の差はわずかである。また、頻繁に値上げができるわけではないことも踏まえると、パターン④-2 よりも 4 年間で 800 万円程度、下水道事業の収益が多くなるパターン④の方が望ましいと考える。

【委員】

パターン④-2 が良いと思う。平均改定率も 10%に近く、すべての使用水量区分で増加率が 10%を超えないという点が良い。

【委員】

先ほどの企業等へのフォローの観点からすると、少しでも低く抑えているのは④-2 ではあるが、基本的にはパターン④が良いと思う。

【委員】

使用水量の少ない世帯に対する配慮をお願いしたい。

【委員】

パターン④が良いと思う。目標の改定率に一番近く、負担の増加もとても大きいわけではないので、納得していただけるように丁寧な説明をすることがベストだと思う。

(欠席委員の意見紹介)

【事務局】

- ・パターン③-2、パターン④、パターン④-2 を比較した際に、パターン③-2 は使用水量が少ない方に特に配慮できている点は魅力的であるが、30 m³を超えたあたりから増加率が大きく伸びるため、子育て世代などにとっては負担が大きくなる心配がある。パターン④、パターン④-2 については、今後も計画的な下水道使用料の改定が必要であるという点を考慮すると、増加率を若干抑えたパターン④-2 を選択した場合、後の改定の際にしわ寄せが来る恐れがあるため、④が最も望ましいのではないか。また、埼玉県で発生した道路陥没事故によって、下水道の適切な維持管理の必要性に対する理解は得やすい状況である。そういった点も含めて、使用者の方への丁寧な説明をお願いしたい。
- ・独居の方々などへの配慮はもちろん必要であるが、そもそも行政サービスが立ち行かなくなってしまうと、サービスを利用すること自体ができなくなる恐れがあるため、ある程度負担が増えることもやむを得ないのではないか。

また、下水道使用料を上げると決めたのであれば、目先の抑制にとらわれず、将来も含めて必要な金額を確保すべきであるため、④が望ましいと思う。市民の方々への分かりやすい周知をお願いしたい。

【委員】

パターン④が良いという意見で概ね一致しているようだが、反対意見などないか。

【委員一同】

意見なし。

(3) 公衆浴場用の使用料改定について

(事務局説明)

(欠席委員の意見紹介)

【事務局】

- ・公衆浴場は市内に1箇所しかなく、社会的役割のほか、人々が集まる大切な施設であり、行政にはむしろ守っていただきたいと考えるため、今回の改定は見送ってはどうか。
- ・現行の下水道使用料においても、一般用と公衆浴場用に分けられているのは、公衆浴場の存在意義の重要性を考えてのことだと考える。社会的に必要な役割を担っている一方で、入浴料の上限が決まっているなど、経営的な制約があることを踏まえると、今回は改定の対象から外して良いのではないか。

【委員】

公衆浴場用の使用料改定について、今回は見送るということでご異議ないか。

【委員一同】

異議なし。

5. 閉会